



# 熊本県公報

第 1 2 4 5 5 号  
平成 27 年 9 月 24 日 (木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
  - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 公 告**
- 山鹿都市計画下水道の変更 (山鹿市決定)…………… (都市計画課) 1
  - 山鹿都市計画ごみ焼却場の決定 (山鹿市決定)…………… ( " ) 2
  - 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 2
  - 土地改良区定款変更の認可…………… ( " ) 2
  - 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 2
- 登 載 依 頼**
- 小型機船底びき網漁業 (手繰第 1 種手繰網漁業) の適正操業に係る委員会指示…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 3

## 告 示

**熊本県告示第 8 3 0 号**  
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 7 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンシステム	デイサービスセンター Noah	菊池市泗水町吉富 2 1 0 - 6 0	平成 2 7 年 9 月 1 5 日	通所介護

**熊本県告示第 8 3 1 号**  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 6 年法律第 8 3 号) 附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成 2 7 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンシステム	デイサービスセンター Noah	菊池市泗水町吉富 2 1 0 - 6 0	平成 2 7 年 9 月 1 5 日	介護予防通所介護

## 公 告

**熊本県公告第 6 2 2 号**  
都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により山鹿市から山鹿都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成 2 7 年 9 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第623号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により山鹿市から山鹿都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成27年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第624号**

合志市に事務所を置く西合志土地改良区理事長上村龍毅から平成27年5月12日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年9月15日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成27年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第625号**

菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区理事長緒方章から平成27年8月17日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年9月15日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成27年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第626号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成27年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ玉名築地店  
玉名市築地字見堂326番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年5月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,419平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 54台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物東側 17台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物西側 6.94立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地北側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日

- 平成27年9月11日  
9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
平成27年9月24日から平成28年1月24日まで

**登載依頼**

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第162号**

天草海における手繰第1種手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年9月24日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

1 指示の内容

(1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業

(2) 制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。

イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けるなければならない。

ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古網を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。

カ 曳網にオドシを付けてはならない。

キ 曳網（股網と曳網の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の有効期間

平成27年10月1日から平成29年5月31日まで